

さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム

事業公募実施要領

1 事業公募の背景・目的

地球温暖化による気候変動は、世界各国の産業、生態系を始めとする様々な分野に影響を及ぼしているとともに、近年その影響は深刻さを増し、危機的な状況に直面しております。

また、気候変動を取り巻く世界の状況は急速に変化しており、本市においても 2020 年 7 月に、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを表明し、2021 年 5 月には「さいたま市気候非常事態宣言」を発出しました。

本市のゼロカーボンシティの実現は行政の取組だけでは困難であり、市民・事業者等の協力が不可欠です。そのため多様なステークホルダーの連携を深めるとともに、具体的な事業検討・実施の環境を整えることで、さいたま市のゼロカーボンシティ実現に向けた新たな事業を構築するため、行政・市民・事業者等と連携した取組を推進する体制として、「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム」を設立しました。本事業公募は、プラットフォーム内の分科会員から事業提案を受けることで多様なステークホルダーと連携し、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組を加速化することを目的とします。

2 事業の推進体制

本事業の推進体制については、以下のとおりです。

- (1) 採択を受けた提案事業は、地域脱炭素推進分科会など、本市との詳細協議を経て、事業を実施します。
- (2) さいたま市は事業を推進するにあたり、実証フィールドの提供や国補助の共同提案など、必要な資源確保に向けて連携し、必要に応じて協定を締結するなど提案者と一丸となって事業推進を図ります。

3 公募内容

(1) 公募テーマ

以下のテーマについて事業を募集します。

番号	テーマ
①	デジタルを活用した市民の脱炭素に向けた行動変容促進事業
②	家庭からの廃プラスチックの焼却量削減に資する事業
③	住宅由来の環境価値（※太陽光発電由来を除く）の活用事業
④	市民の脱炭素に対する意識醸成・行動変容につながる事業

※ テーマごとに応募可能です。ただし、一つのテーマに対して複数応募することは出来ません。

(2) 提案の条件

提案の条件は、以下のとおりとします。

テーマ	条件
①～④ 共通	・本市のゼロカーボンシティ実現のため、温室効果ガス削減に資する事業であること。 ・原則として本市に財政負担が生じない事業であること。 ・本市が競争入札等により事業者を決定すべき事業でないこと。
①	・地域通貨「たまポン」と連携可能であること。
②	・継続性のある事業であること。 ・市民の行動変容を促す事業であること。 ・定量的な効果検証が可能な事業であること。
③	・太陽光発電以外を由来とする環境価値を活用する事業であること。 ・環境価値は市内に還元される事業であること。
④	

4 参加資格要件

本件に参加できる者は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム 地球温暖化対策検討分科会員又は地域脱炭素推進分科会員であること。なお、共同で参加する場合は、全ての者がいずれかの分科会員であること。
- (2) 提案事業の実施主体となること。

5 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提出書類は無効となります。）

- (1) 「4 参加資格要件」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

6 交付資料及び交付方法

(1) 交付資料

ア 「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募実施要領（以下、「実施要領」という。）」

イ 提出書類各種様式

様式1 事業公募提案シート

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【暮らし・手続き】→【環境保全】→【ゼロカーボン推進（地球温暖化対策）】→【事業者との連携】→【令和8年度さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募について】

7 参加手続き

本件への参加を希望する者は、必要書類を以下のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 「様式1 事業公募提案シート」及び事業内容に関する添付資料（A4用紙5枚以内）

※本公募の背景・目的、条件等を理解した上で、別表1の審査基準を踏まえ提案してください。

イ 過去2会計年度の損益計算書及び貸借対照表（写し）

※上記書類について、法令上の作成義務がない団体等については、類する書類を提出してください。

ウ その他、市長が審査に必要と認める書類

(2) 提出方法

さいたま市電子申請・届出システムで受け付けます。

(3) 提出期間

令和8年7月15日から令和8年9月15日まで

(4) 提出書類の取り扱い

ア 事務局は、提案された事業について、提案者以外の者に知られないように取り扱います。ただし、採択された事業については、公表します。

イ 事務局は、提出書類を審査目的以外に提案者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期間内に提案者からの申出があった場合に限り、提出書類の追加・差替えができることとします。

エ 提出期間後の提出書類の追加・差替えは一切認めません。

(5) スケジュール

事項	日程
事業提案の受付	令和8年7月15日～令和8年9月15日
さいたま市の審査	令和8年10月下旬（予定）
環境審議会への意見聴取	令和8年11月中（予定）
審査結果通知・結果の公表	令和8年12月上旬～中旬（予定）
さいたま市との詳細協議	令和9年1月以降 事業実施に向けた協議 ※事業の内容により変更となる可能性があります。

(6) 事業期間

最長で令和12年3月31日までの期間であること

なお、分科会等での検討により事業の延長が妥当と認められる場合はその限りではありません。

8 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

提案された事業の内容について、事業公募提案シート及び参考資料を基に「さいたま市ゼロカーボンシティ共創推進プラットフォーム事業公募選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表 1」を参照してください。

なお、事業の採択には選定委員会の評価が基準点数を上回る必要があります。

(2) 採択する事業の決定

(1)により、審査を行い、最終的にさいたま市長が採択事業を決定します。

なお、決定にあたり、必要に応じて「さいたま市環境審議会」に意見を求めることとします。

また、本公募において採択された場合でも、事業の性質上公益性の観点から、再度事業実施者の公募を行う場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 審査結果の通知

電子メール等により各参加者に通知します。

なお、通知において採点結果は記載しません。

9 問合せ先

担当 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 普及推進係

所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL 048-829-1316

メール zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

別表 1 審査基準表

項目	方向性	配点
妥当性	さいたま市との連携により事業実現性や事業効果が高まる事業であるか。また、公共性、公平性の観点から市の事業として実施が妥当であるか。	5
共創性	地域住民や分科会員、市内事業者との連携により、事業効果の増大が見込めるか。	5
創意工夫	既存事業や類似事業にとらわれず、さいたま市の実状に合わせた検討を行っているか。	5
将来性	ゼロカーボンシティ実現に向け、長期的な視点を持った事業であるか。	10
事業実現性	事業の自走化を鑑み、事業提案者自身が主たるプレーヤーとなることを想定した事業か。	10
事業効果	温室効果ガス削減や市民の負担軽減、普及啓発など、事業によるさいたま市のゼロカーボンシティ実現に向けた効果が多く見込めるか。	10
革新性	さいたま市が実施する事業として革新性やインパクトがあるか。	5

(50 点満点)

※ 8 (1) にかかる基準点数は 25 点とします。